

鎌倉市教育委員会 令和6年3月臨時会会議録

○日時 令和6年(2024年)3月21日(木)
9時00分開会 9時23分閉会

○場所 鎌倉市役所第四分庁舎 教育長室

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

日程1 議案第37号

鎌倉市教育委員会職員の人事について

日程2 議案第38号

鎌倉市学校整備計画の策定について

日程3 議案第39号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月臨時会を開会する。本日の議事録署名委員は朝比奈委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配布したとおりである。なお、日程1、議案第37号「鎌倉市教育委員会職員の人事について」は人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の第7項の規定により、非公開とするが異議ないか。

(異議なし)

高橋教育長

異議なしと認め、日程1については非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

2 議案第38号 鎌倉市学校整備計画の策定について

高橋教育長

日程の2、議案第38号「鎌倉市学校整備計画の策定について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼学校施設課長

令和5年度（2023年度）中の「鎌倉市学校整備計画」の策定に向けて、3月13日の教育委員会定例会において「鎌倉市学校整備計画（案）」について、協議事項として諮ったところである。

その後、各教育委員からの意見を3月15日まで募集したところ、特に意見等がなかったため、別紙「鎌倉市学校整備計画（案）」のとおり本計画を策定しようとするものである。

（質問・意見）

教育文化財部長

事前に理事者と調整をして、今の状況からすると統合等は難しいという理解をしてもらったうえで案を示しているので、政策会議等でも学校の統合の話等はなく、公共施設再編の観点からも特に質問等はなかった。

高橋教育長

施行日等はどのようになるのか。

教育文化財部次長兼学校施設課長

令和6年（2024年）4月1日付となる。

高橋教育長

今回このような中長期の視点での計画をまとめることができたので、今後は具体的に早急に対応すべき修繕などに対応していくととなる。

この計画をどのように動かしていくかについては、翌年度以降、教育委員会でも諮っていきたいと思う。

（採決の結果、議案第38号は原案どおり可決された）

3 議案第39号 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について

高橋教育長

次に日程の3、議案第39号「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について」議案の説明を願いたい。

生涯学習課長

日程の3 議案第39号「鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の解嘱及び委嘱について」提案の理由を説明する。議案集の2ページから3ページを参照願いたい。

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員については、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例第2条の規定により、定数は10名で、委員は学識経験を有する者等から教育委員

会が委嘱している。この度、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例第2条第2項第3号に規定する社寺に係る者を有する者について、委嘱日の令和4年（2022年）3月16日に遡って、角井司氏を解嘱し、同日をもって、新たに宗教法人鶴岡八幡宮代表役員 吉田 茂穂氏を委員委嘱するものである。

当件については、当初より、宗教法人鶴岡八幡宮として委員の委嘱を受ける旨を申し出があったが、誤認により角井 司氏個人に委嘱したため、令和5年（2023年）3月15日付で角井 司氏を解嘱し、改めて宗教法人鶴岡八幡宮代表役員 吉田 茂穂氏に委嘱した。この度、当該日以前の期間についても併せて是正する必要が生じ、令和4年（2022年）3月16日に遡って解嘱・委嘱を行う経過となった。

朝比奈委員

具体的にどのような誤認があったのか。

生涯学習課長

委嘱にあたって、鶴岡八幡宮として受嘱したい旨の申し出があったが、誤認して角井氏本人に委嘱したということである。

教育文化財部長

委嘱については、一般的には個人にするものであると認識していたが、鶴岡八幡宮としては法人として受嘱する認識であった。教育委員会だけでなく、市長部局の他課においても同様の事例が発生している。鶴岡八幡宮の認識を十分に理解できていなかったことが原因であり、今後は同様のことがないようにしたいと思う。

遡っての委嘱について法律的に問題がないかの相談や、会計処理等をどのように行うかの調整に時間を要したため期間が空いてしまったが、最終的に遡っての委嘱とすることが適切であると判断し、本臨時会で議案として諮ることとした。

生涯学習課長

法人に委嘱する際は「宗教法人鶴岡八幡宮代表役員 吉田 茂穂」という書き方が適切であると法務専門監から指示があったが、実際には角井氏が委員として参加されることになると思われる。

下平委員

個人に委嘱したことが何か問題になっているのか。

教育文化財部長

個人に対しては委員報酬を支払う際に源泉徴収を行うことになり、これを見て角井氏から「個人で受けたつもりはなかった」旨の申し出があった。この源泉徴収した金額を清算するために遡って委嘱・解嘱の手続きをする必要が生じた。

下平委員

他の課でも遡って委嘱・解嘱等の手続きが必要になっているのか。

教育文化財部長

他の課では支払処理を行う前にこの問題に気付いたので、実際に支払いはしていない状況である。

下平委員

今後、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会委員の名前が羅列されるとき、鶴岡八幡宮だけ法人名で、他が個人名となるのは、他の委員が違和感を持つのではないか。

生涯学習課長

他の委員については、個人に委嘱することについて了承を得ているので、問題ないと思われる。

長尾委員

鶴岡八幡宮からは、誰が委員として出席するのかわからないということか。出席者について委嘱する側の鎌倉市教育委員会側が何もできないのは良くないと感じるがいかがか。

教育文化財部長

その通りであると思う。鶴岡八幡宮からは、実際に委員として活動する人間を指定する通知等をもたらうことになるかと思われる。

(採決の結果、議案第 39 号は原案どおり可決された)

非公開

1 議案第 37 号 鎌倉市教育委員会職員の人事について

高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって3月臨時会を閉会する。